

転入や転出などの手続きに係る窓口の時間延長と臨時開設を行います

時間延長 3月31日(木)、4月1日(金)、4日(月)、5日(火) 午後5時15分～6時

臨時開設 4月2日(土) 午前9時～午後4時

転入や転出などが増加する時期に、次の手続きについて窓口の時間延長、臨時開設を行います。

◆市民課 ☎⑤6755

- ▷住民異動届の受け付け
(転入・転出・転居)
- ▷戸籍届の受け付け
(出生・死亡・婚姻など)
- ▷各種証明書の交付
(住民票・戸籍謄(抄)本・年金
現況証明など)

- ▷印鑑登録、印鑑登録証明書の交付
 - ▷国民年金の資格に関する手続き
 - ▷マイナンバーカードの交付
- ※マイナポータルに関する支援は実施しません。

◆国民健康保険課 ☎⑤6750

- ▷住民異動に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度の手続き

※転出届は郵送でも手続きできます。手続き方法は市ホームページでご確認ください。

※代理人が手続きを行う場合、委任状などの提出を求めることがあります。

※手続きの内容により、後日改めてお越しいただく場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

◆税務課 ☎⑤6765

- ▷所得(課税)証明書・納税証明書の交付
- ▷原付バイクなどの標識交付・返納の受け付け

◆子ども支援課 ☎⑤6717

- ▷児童手当の手続き
- ▷児童扶養手当の手続き
- ▷子ども医療費給付の手続き
- ▷ひとり親家庭等医療費給付の手続き
- ▷特別児童扶養手当の手続き
- ▷保育所などの入所手続き



市民課窓口の

混雑緩和にご協力をお願いします

年度末・年度始めや月・金曜日は窓口が混雑する傾向にあります。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、お急ぎでない場合は、他の平日に来庁していただきまようご理解とご協力をお願いします。

なお、住民票や印鑑登録証明書の交付は、西コミュニティセンター、十和田湖郵便局でも行っていますのでご利用ください。

あなたの街の

法律相談

～第60回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「知っていますか?労働安全衛生法」です。

問 まちづくり支援課 ☎⑤6777

Q 労働安全衛生法とはどのような法律ですか。

A 労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康確保」「快適な職場環境を形成すること」を目的とした法律です。従業員数や業務内容に応じた適切な職種の配置、労災防止措置の義務付け、健康診断実施の義務付け、男女別トイレの設置など快適な職場環境形成

のための措置の義務付けなど、広範囲かつ多様な義務が定められています。

Q 平成31年に改正されていますが、どのように変わりましたか。

A 改正により、労働時間を客観的に把握することが法的義務とされました。労働時間の正確な把握は、適切な賃金支払いや従業員の健康管理の観点から重要です。

Q 労働時間を客観的に把握する方法とはどのようなものがありますか。

A 勤怠管理システムと連動させることができるICタイムカードの利用や、パソコンなどの使用時間を記録することなどが考えられます。労働時間に関する記録は3年間保存する必要があります。

Q 労働時間の把握をしなかった場合の罰則はありますか。

A 労働時間の把握をしない場合の罰

則はありません。ただ、令和2年4月以降、中小企業も時間外労働の上限規制対象となっていますから、これに違反した場合には罰則があります。なお、労災報告義務など、労働安全衛生法が定める他の義務に違反した場合には罰則が定められていますから注意が必要です。

Q 労働時間の把握のほかに、どのような改正ポイントがありますか。

A 常時50人以上の従業員を使用する事業所については、産業医の配置が義務付けされました。企業から産業医に対して労働時間などの情報提供をする必要があり、産業医の判断で労働時間の削減を勧告することもできるなど権限が強化されています。

(文責 弁護士 ^{はなおい こうこ}花生 耕子)
弁護士法人いずみ法律事務所
☎⑤6558